

事務連絡
令和3年3月24日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて (その10)

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）等でお知らせしているところです。

当該事務連絡に関するQ&Aについては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて（その9）」（令和3年2月12日付け事務連絡）によりお示ししているところですが、今般、【Ⅱ 主に都道府県等の関係者向け】に問5-2を追加した上で、当該Q&Aを（その10）として改訂しましたので、お知らせします。

(追加した問)

問5-2 公的医療保険に加入していない方に対し、宿泊療養中又は自宅療養中に医療を提供した場合、当該医療に要した費用は公費負担となるのか。また、その場合の費用の請求はどのように行うことになるのか。

軽症者等の宿泊施設や自宅での療養に関するQ & A

【I 主に一般の方等向け】

1. なぜ宿泊施設や自宅で療養するのですか。 3
2. 宿泊施設や自宅での療養はどのような流れで行われるのですか。
3. 軽症者かどうかは誰が判断するのですか。 4
4. 高齢者等と同居していても自宅療養は可能ですか。
5. 軽症者等は自宅療養が原則なのですか。高齢者等と同居している場合でない
と宿泊療養はできないのですか。 5
6. 宿泊施設での療養とは具体的に何をすることになりますか。
7. 宿泊施設で療養した場合は、家族と面会できないのですか。
8. 宿泊施設で療養する場合の諸経費の負担はどうなりますか。 6
9. 自宅療養とは具体的に何をすることになるのですか。
10. 自宅療養する場合の留意事項は何かありますか。
11. 宿泊施設や自宅で療養する場合、医師や看護師等によるケアは受けられない
のですか。症状が悪化した場合はどうなるのですか。 7
12. 宿泊施設や自宅での療養はいつまで続くのでしょうか。
13. 宿泊施設や自宅での療養中の外出制限や健康状態の報告は、法律上の根拠
があるのですか。体調が良くなっても、守らなければならないのですか。また、
守らなかった場合はどうなりますか。 8
14. 宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たし、療養を終了した後、職場等
からPCR検査の結果が陰性であることの証明書（陰性証明）の提出を求めら
れた場合、どうしたらいいですか。医療機関に証明書の発行をお願いするこ
とはできるのですか。 9

【II 主に都道府県等の関係者向け】

1. 宿泊療養において、健康状況を確認するうえで、酸素飽和度 SpO₂ や呼吸数
などを把握するため、パルスオキシメーターを備え付ける必要性如何。
. 11
2. 健康観察票に酸素飽和度と呼吸数を記録するのか。
3. 「外来患者でそのまま宿泊療養等へ移行する者」について、「一度入院して治
療等を受けた後、宿泊療養等へ移行する者」と比較して留意すべき点がある
か。
4. 宿泊療養をする場合の体制として、特に症状悪化に備えて必要な事項は何か。
. 12
5. 自宅療養において、軽症者等の症状悪化に備えて必要な事項は何か。
- 5-2. 公的医療保険に加入していない方に対し、宿泊療養中又は自宅療養中に

医療を提供した場合、当該医療に要した費用は公費負担となるのか。また、その場合の費用の請求はどのように行うことになるのか。

6. 外来患者について、その症状を踏まえると、PCR 検査実施時点では、入院加療が必要ないと判断される場合には、どのような対応が必要か。・・・13
7. 検査結果がでるまでの間、軽症者等が自宅に戻った場合、その後の療養先をどのように判断するのか。・・・14
8. 宿泊療養において、施設利用者が退所した後、次の施設利用者が利用するまでの間の清掃はどのようにすべきか。
9. 軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物の取扱いについて、留意すべきことはあるか。・・・15
10. 保険会社の医療保険等の入院給付金の請求のために、宿泊療養又は自宅療養の証明書を求められた場合には、どのような対応が考えられるのか。
11. 新型コロナウイルス感染症の患者であって、自宅療養（又は宿泊療養）中の方につき、連絡がつかず行方が確認できない場合、どのような対応が考えられるか。・・・16
12. 自宅療養を適切に実施する上で、留意点はどのようなものが考えられるか。・・・19
13. 自宅療養における食事の確保については、どのような方法が考えられるか。・・・23
14. 感染症法第 44 条の 3 第 7 項において、宿泊施設の確保は都道府県の努力義務となっているが、保健所設置市区において宿泊施設の確保をすることに問題はるか。

4 宿泊療養をする場合の体制として、特に症状悪化に備えて必要な事項は何か。

(答)

- 宿泊療養での対応を行う場合には、軽症者等の症状が悪化することに備えて、事前に、入院を受け入れる医療機関やそこまでの搬送体制を調整・情報共有しておくことが望ましい。例えば、都道府県に設置した県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（以下「都道府県調整本部」という。）等において、施設ごとに、体調急変時に原則として入院を受け入れる医療機関を定めておくなどの対応も考えられる。
- また、体調急変時には、施設が確保した医師や看護師、保健師等が患者の状態を確認し、医療機関の受診を調整する。ただし、患者の状況が悪くオンコールを待つ余裕がない場合等には、直ちに事前に調整していた医療機関等の入院できる医療機関へ搬送する。
- 宿泊療養中は、原則として1日1回、患者の状態に応じて必要であれば2回以上、健康状態の把握・確認を行うこと。
- 健康状態の確認時に患者からの連絡が取れない場合について、事前に対応を想定しておくこと。

5 自宅療養において、軽症者等の症状悪化に備えて必要な事項は何か。

(答)

- 宿泊療養と同様に、急変時の入院を受け入れる医療機関や都道府県調整本部等と患者の受入れ体制やそこまでの搬送体制を、事前に調整・情報共有しておくなどの対応をとることが望ましい。

5-2 公的医療保険に加入していない方に対し、宿泊療養中又は自宅療養中に医療を提供した場合、当該医療に要した費用は公費負担となるのか。また、その場合の費用の請求はどのように行うことになるのか。

(答)

- 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」（令和2年4月30日付け事務連絡）に掲げる要件をみたし、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による補助の対象となる医療であれば、軽症者等が公的医療保険に加入していない場合であっても、同様に当該交付金による補助の対象となります。
- その上で、医療の提供を受けた軽症者等が公的医療保険に加入していない場合の費用の請求方法としては、以下の2つのいずれかの方法により行われることとなります。
 - ① 医療機関から直接都道府県等に対して当該医療費を請求する方法

② 公的医療保険加入者と同じ流れで、医療機関から社会保険診療報酬支払基金を通じて都道府県等に対して請求する方法

(参考)「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」(令和2年4月30日付け事務連絡)(抄)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626874.pdf>

第1. 公費負担医療による補助の内容について

1. 補助事業の概要

(前略)

今般、本日(令和2年4月30日)成立した令和2年度補正予算に基づき、都道府県が医療機関等に対して、令和2年4月1日以降に、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後のなお残る自己負担額を補助した場合、その費用を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象として補助する(以下「本補助事業」という。)ものとする。(後略)

2. 補助事業の対象となる医療

本補助事業の対象となる医療は、次の①～③に掲げる要件をみたす必要がある。

- ① 都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養の対象となった軽症者等が受けた医療であること(略)
- ② 軽症者等が都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養を受けている期間に受けた医療であること(略)
- ③ 新型コロナウイルス感染症に係る医療(往診、訪問診療、電話等情報通信機器による診療、訪問看護、調剤等によるものを含む。)であること(略)

6 外来患者について、その症状を踏まえると、PCR検査実施時点では、入院加療が必要ないと判断される場合には、どのような対応が必要か。

(答)

- 診療・検査医療機関等の核酸増幅法等の検査を実施する医療機関において、PCR等検査が陽性となった場合に、宿泊療養又は自宅療養が必要となることを踏まえ、
 - ・自治体から配布されたリーフレットの配布
 - ・同居家族の状況等についての聞き取りを行う。
- 当該外来患者に対しては、宿泊療養又は自宅療養を行うことになった場合に必要となる準備を事前にしておいてもらうよう、願います。
- 診療・検査医療機関等から、医療機関所在地の都道府県等には、事前に、必要な情報を共有しておく。
- これにより、陽性だった場合のその後の対応が円滑に進むようにする。